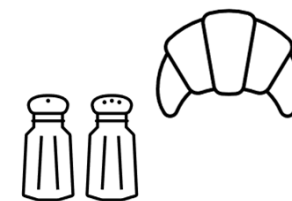


Fコード 農産加工食品

農産食品の加工品が含まれる



届出時の必要書類

- ①食品等輸入届出書
- ②原材料表
- ③製造工程表

Fコードの分類

F1	穀類の調整品	(小麦粉、乾めん、パン等)
F2	豆類の調整品	(ピーナッツバター、生あん等)
F3	野菜の調整品	(水煮アスパラガス、トマトペースト等)
F4	きのこ加工品	(乾燥しいたけ、水煮マッシュルーム等)
F5	野草加工品及び香辛料	(バニラ豆、ターメリック、ローズマリー等)
F6	茶	(不発酵茶、発酵茶等)
F7	果実の調整品	(もものシロップ漬け、ジャム等)
F8	種実類の調整品	(いったコーヒー豆、アーモンドペースト等)
F9	その他の農産加工品	(デンプン、ケーキ類ミックス等)

・ [食品別の規格基準について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

Fコード記入例は[こちら](#)